

## 第 8 4 回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成 2 2 年 6 月 2 5 日 (金) 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 4 0

2 場 所 事務局第 1 会議室

### 3 議 事

#### (1) 平成 2 1 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書(案)等について

理事(人事・評価担当)から、資料 1-1~1-7 に基づき、「平成 2 1 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書(案)」、「平成 2 0, 2 1 年度中期目標の達成状況報告書(案)」等について、各部局等から出された意見及び経営協議会(6月9日開催)で出された意見等を踏まえ計画・評価本部会議で検討した案について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

また、文部科学省に提出後に学内ホームページへ掲載する旨の説明があった。

#### (2) 長崎大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程の制定について

理事(人事・評価担当)から、資料 2 に基づき、新たに長崎大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程を制定すること、また、当該規程の制定に関連して長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程に関して所要の改正を行うことについて説明があった。

次に、学長から、今回は熱帯医学研究所に関しての適用であるが、最終的には全学的に裁量労働制を適用したい旨の説明があり、その際、①裁量労働制はきちんと仕事を行っていることを前提にしているので、社会に対しての説明責任はどうするのか、②裁量労働制の適用対象は、研究を主とする研究者なので、病院所属の教員、また、医歯薬学総合研究科所属の臨床系教員はどう扱うのかとの問題提起があった。

なお、上記問題点について検討する中で、下記の意見が出された。

- 熱帯医学研究所所属の臨床系教員も裁量労働制を適用するのか。
- 任期制を導入している部局は評価を行っているため、社会に対しての説明責任を果たしていると考えてよいが、導入していない部局についてはどうするのか。
- 薬学部としては、裁量労働制の導入準備は進んでいる。
- 薬学部の教員は医歯薬学総合研究科所属の教員であるため、裁量労働制を導入する場合は、医学部、歯学部を含めて医歯薬学総合研究科として導入した方がよい。
- 病院としては、医歯薬学総合研究科が裁量労働制を導入する際に同時に導入したい。
- 裁量労働制の適用は、任期制の実施とその業績の公表を前提として提案されているが、文系学部において任期制を実施することは馴染まないと思う。

以上の意見を踏まえ、審議の結果、熱帯医学研究所所属の臨床系教員の適用に関して更に検討することを条件に、提案どおり了承された。

**(3) 教員の公募文書に記載する「ポジティブ・アクション」について**

理事（人事・評価担当）から、資料3に基づき、本学が公募する全ての教員ポストの公募文書に明記する「ポジティブ・アクション」について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

**(4) 労働安全衛生管理業務の保健・医療推進センターへの集約化について**

理事（人事・評価担当）及び林田准教授から、資料4-1～4-2に基づき、平成22年度長崎大学年度計画に従い、労働安全衛生管理業務の保健・医療推進センターに集約し、教職員に対する安全衛生教育及びメンタルヘルス対策を実施すること並びにこれに伴い保健・医療推進センターの改組を行うため、保健・医療推進センター規則を一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

**10 報告事項**

**(1) 平成22年度大学高度化推進経費（重点高度化経費）による教育改革支援プログラムについて**

理事（総務担当）から、資料5に基づき、4月26日付けで学内公募を行った「平成22年度大学高度化推進経費（重点高度化経費）による教育改革支援プログラム」について、採択結果の報告があった。

**(2) 新成長戦略「施策ヒアリング」（文部科学省）について**

学長から、資料6に基づき、4月28日に行われた新成長戦略「施策ヒアリング」における文部科学省の説明資料について、報告があった。

**(3) その他**

**ア 7月及び9月の教育研究評議会の開催日時について**

総務企画課長から、7月及び9月の教育研究評議会の開催日時について、また8月については特段の議題等がない限り開催しない旨の連絡があった。

以上